

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和 8 年 9 月 7 日

国立研究開発法人水産研究・教育機構
水産資源研究所 管理部門長 廣瀬 太郎

1. 入札に付する事項

- (1) 件 名 及 び 数 量 漁業調査船「蒼鷹丸」売り払い 一隻
- (2) 売 払 物 件 等 ① 物件名 船舶 蒼鷹丸 ② 船籍港 神奈川県横浜市
③ 船種 汽船（漁業調査船） ④ 数量 1 隻 892.00 トン
⑤ 構造（形式、性能）鋼船、61.70m（登録長）×11.40m（型幅）×
7.10m（型深さ）、ディーゼル機関 1600PS×2 基 1 軸
⑥ 進水年月日 平成 6 年 2 月 23 日（三菱重工業株式会社下
関造船所）
⑦ 仕様 入札説明書による。
- (3) 引 渡 日 令和 9 年 1 月 1 8 日
- (4) 引 渡 場 所 山口県下関市東大和町 2 - 1 6 - 1
三菱重工業株式会社下関造船所
- (5) 入 札 方 法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該
金額の 1 0 0 分の 1 0 に相当する額を加算した金額（当該
金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り
捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消
費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者
であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 1 1 0 分の
1 0 0 に相当する金額を入札書に記載すること。

2. 競争参加資格

- (1) 国立研究開発法人水産研究・教育機構契約事務取扱規程（平成 1 3 年 4 月 1 日付け 1
3 水研第 6 5 号）第 1 2 条第 1 項及び第 1 3 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和 7 ・ 8 ・ 9 年度国立研究開発法人水産研究・教育機構競争参加資格又は全省庁統一
資格の「物品の買受け」の業種「その他」で「A」、「B」又は「C」いずれかの等級に格付け
されている者であること。
- (3) 国立研究開発法人水産研究・教育機構理事長から物品の製造契約、物品の販売契約及び
役務等契約指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
ただし、全省庁統一資格に格付けされている者である場合は、国の機関の同様の指名停止
措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 3 2 条
第 1 項各号に掲げる者でないこと。

3. 入札説明書等の交付方法

- 競争参加希望者は、以下により入札説明書等（入札説明書、入札心得書、契約書案、入札書様式、委任状様式等）の交付を受けること。
- ① 直接交付
神奈川県横浜市金沢区福浦 2 - 1 2 - 4
国立研究開発法人水産研究・教育機構水産資源研究所管理部門管理課
電 話 0 4 5 - 7 8 8 - 7 6 2 4
F A X 0 4 5 - 7 8 8 - 5 0 0 1
- ② 宅配便着払いによる交付
任意書式に「漁業調査船「蒼鷹丸」売り払い入札説明書宅配便にて希望」と記入し、社名、担当者名、住所、電話番号を記載のうえ、上記①あて F A X 送信すること。
- ③ メールによる交付
任意書式に「漁業調査船「蒼鷹丸」売り払い入札説明書メールにて希望」と記入し、社名、担当者名、メールアドレス、電話番号を記載のうえ、上記①あて F A X 送信すること。

4 . 入 札 説 明 会 の 日 時 及 び 場 所 等

以 下 の い ず れ か の 日 時 と す る 。
令 和 8 年 1 0 月 8 日 1 0 時 0 0 分 又 は 1 3 時 3 0 分
令 和 8 年 1 0 月 9 日 1 0 時 0 0 分 又 は 1 3 時 3 0 分
神 奈 川 県 横 浜 市 金 沢 区 幸 浦 1 丁 目 地 先
金 沢 木 材 ふ 頭 岸 壁 け い 留 の 蒼 鷹 丸
※ 入 札 説 明 会 に 参 加 を 希 望 す る 場 合 は 、 令 和 8 年 9 月
3 0 日 ま で に 入 札 説 明 書 等 添 付 の 「 入 札 説 明 会 参 加 申
込 書 」 を 上 記 3 . ① あ て に F A X す る こ と 。
ま た 、 当 日 は 入 札 説 明 書 等 一 式 を 持 参 す る こ と 。

5 . 入 札 の 日 時 及 び 場 所 等

(1) 入 札 の 日 時 及 び 場 所

令 和 8 年 1 1 月 9 日 1 4 時 0 0 分
神 奈 川 県 横 浜 市 金 沢 区 福 浦 2 - 1 2 - 4
国 立 研 究 開 発 法 人 水 産 研 究 ・ 教 育 機 構
横 浜 庁 舎 ビ デ オ ラ イ ブ ラ リ ー 室

(2) 郵 便 に よ る 入 札 書 の
受 領 期 限 及 び 提 出 場 所

令 和 8 年 1 1 月 9 日 1 2 時 0 0 分
3 . ① に 同 じ 。

6 . そ の 他

- (1) 契 約 手 続 き に お い て
使 用 す る 言 語 及 び 通 貨
- 日 本 語 及 び 日 本 国 通 貨 。
- (2) 入 札 保 証 金
- 免 除 。
- (3) 契 約 保 証 金
- 落 札 者 は 、 契 約 締 結 の 日 ま で に 、 契 約 金 額 の 1 0 分 の 1
以 上 の 契 約 保 証 金 を 納 付 す る も の と す る 。
- (4) 入 札 の 無 効
- 本 公 告 に 示 し た 競 争 参 加 資 格 の な い 者 の 提 出 し た 入 札
書 及 び 入 札 に 関 す る 条 件 に 違 反 し た 入 札 書 は 無 効 と す る 。
- (5) 契 約 書 作 成 の 要 否
- 要 。
- (6) 落 札 者 の 決 定 方 法
- 予 定 価 格 の 制 限 の 範 囲 内 で 最 高 価 格 を も っ て 有 効 な 入
札 を 行 っ た 入 札 者 を 落 札 者 と す る 。
- (7) 競 争 参 加 者 は 、 入 札 の 際 に 国 立 研 究 開 発 法 人 水 産 研 究 ・ 教 育 機 構 の 資 格 審 査 結 果 通 知
書 写 し 又 は 全 省 庁 統 一 資 格 の 資 格 審 査 結 果 通 知 書 写 し を 提 出 す る こ と 。
- (8) 詳 細 は 入 札 説 明 書 に よ る 。

7 . 契 約 に 係 る 情 報 の 公 表

- (1) 公 表 の 対 象 と な る 契 約 先
- 次 の ① 及 び ② い ず れ に も 該 当 す る 契 約 先
- ① 当 機 構 に お い て 役 員 を 経 験 し た 者 (役 員 経 験 者) が 再 就 職 し て い る こ と 又 は 課 長
相 当 職 以 上 の 職 を 経 験 し た 者 (課 長 相 当 職 以 上 経 験 者) が 役 員 、 顧 問 等 ※ 注 1 と し
て 再 就 職 し て い る こ と
- ② 当 機 構 と の 間 の 取 引 高 が 、 総 売 上 高 又 は 事 業 収 入 の 3 分 の 1 以 上 を 占 め て い る こ
と ※ 注 2
- な お 、 「 当 機 構 」 と は 、 改 称 前 の 独 立 行 政 法 人 水 産 総 合 研 究 セ ン タ ー 及 び 国 立 研 究 開
発 法 人 水 産 総 合 研 究 セ ン タ ー 、 統 合 前 の 独 立 行 政 法 人 水 産 大 学 校 を 含 み ま す 。
- ※ 注 1 「 役 員 、 顧 問 等 」 に は 、 役 員 、 顧 問 の ほ か 、 相 談 役 そ の 他 い か な る 名 称 を 有 す
る 者 で あ る か を 問 わ ず 、 経 営 や 業 務 運 営 に つ い て 、 助 言 す る こ と 等 に よ り 影 響 力
を 与 え る と 認 め ら れ る 者 を 含 む 。
- ※ 注 2 総 売 上 高 又 は 事 業 収 入 の 額 は 、 当 該 契 約 の 締 結 日 に お け る 直 近 の 財 務 諸 表 に 掲
げ ら れ た 額 に よ る こ と と し 、 取 引 高 は 当 該 財 務 諸 表 の 対 象 事 業 年 度 に お け る 取 引
の 実 績 に よ る 。
- (2) 公 表 す る 情 報
- 上 記 (1) に 該 当 す る 契 約 先 に つ い て 、 契 約 ご と に 、 物 品 役 務 等 の 名 称 及 び 数 量 、 契
約 締 結 日 、 契 約 先 の 名 称 、 契 約 金 額 等 と 併 せ 、 次 に 掲 げ る 情 報 を 公 表 す る 。
- ① 当 機 構 の 役 員 経 験 者 及 び 課 長 相 当 職 以 上 経 験 者 (当 機 構 O B) の 人 数 、 職 名 及 び
当 機 構 に お け る 最 終 職 名
- ② 当 機 構 と の 間 の 取 引 高
- ③ 総 売 上 高 又 は 事 業 収 入 に 占 め る 当 機 構 と の 間 の 取 引 高 の 割 合 が 、 次 の 区 分 の い ず
れ か に 該 当 す る 旨
- 3 分 の 1 以 上 2 分 の 1 未 満 、 2 分 の 1 以 上 3 分 の 2 未 満 又 は 3 分 の 2 以 上
- ④ 一 者 応 札 又 は 一 者 応 募 で あ る 場 合 は そ の 旨

(3) 当機構に提供していただく情報

- ① 契約締結日時時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
- ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）

(5) その他

当機構ホームページ（契約に関する情報）に「国立研究開発法人水産研究・教育機構が行う契約に係る情報の公表について」が掲載されているのでご確認くださいとともに、所要の情報の当機構への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようご理解とご協力をお願いいたします。
なお、応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了解願います。

8. 公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について

当機構では、国より示された「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文部科学大臣決定）に沿って、公的研究費の契約等における不正防止の取り組みを行っており、取り組みのひとつとして、取引先の皆様に「国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項」（URL：https://www.fra.go.jp/home/keiyaku/files/pledge_requestnote_contract2.pdf）をご理解いただき、一定金額以上の契約に際して、当該注意事項を遵守する旨の「誓約書」の提出をお願いしています。

公的研究費の不正防止関係書類（①公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について、②国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項、③誓約書）は、入札説明書に添付しますので、契約相手方となった場合は、誓約書の提出をお願いします。

なお、当機構の本部、研究所、開発調査センター、水産大学校いずれか1箇所に1回提出していただければ、当機構内の次回以降の契約では再提出する必要はありません。

漁業調査船「蒼鷹丸」売り払い仕様書

1. 件名及び数量 漁業調査船「蒼鷹丸」売り払い 一式
2. 目的 漁業調査船「蒼鷹丸」の除籍に伴い、漁業調査船「蒼鷹丸」の売り払いを行うことを目的とする。
3. 売買物件 売り払い船舶は以下のとおり。

船名	: 蒼鷹丸
船質	: 鋼
船種	: 汽船
船籍港	: 神奈川県横浜市
建造所	: 三菱重工業(株)下関造船所
進水年月日	: 平成6年2月23日
総トン数	: 892.00 トン
主要寸法	: 61.70m(登録長)×11.40m(型幅)×7.10m(型深さ)
航行区域	: 第3種漁船(非国際航海)
用途	: 漁業調査
最大搭載人員	: 36人(船員27人、その他の乗船者9人)
主機関	: 4 サイクルディーゼル機関 1,176kW×750min-1 2台
燃料油タンク容量	: 325.1 m ³
清水タンク容量	: 108.5 m ³
航海計器類	: 一式
その他	「蒼鷹丸現状仕様書」による
4. 売買物件の
所有権移転日 契約締結日から引渡日の間で買受人が売買代金を納付した日に移転する。
5. 売買物件の
引 渡 日 買受人へ所有権が移転した後、令和9年1月18日に引き渡す。
6. 売買物件の
引 渡 場 所 山口県下関市東大和町2-16-1
三菱重工業(株)下関造船所
7. 特記事項
 - 1) 蒼鷹丸現状仕様書内容はあくまでも予定であるので、変更等もあり得るものとする。
 - 2) 船舶の再資源化の適正な実施に関する法律に基づく、船舶に存在する有害物質の種類や量等を記載した一覧表(インベントリ)

は作成していない。

3) 蒼鷹丸アスベスト使用箇所について、以下に示す。

- ・ 1号発電機用 ACB「気中遮断機」のアーケ遮蔽板保護板
- ・ 発電機用 ACB「気中遮断機」予備機2台のアーケ遮蔽板保護板
(アーケ遮蔽板保護板について、別添資料①参照)
- ・ 静電容量式液面変換器プローブ取付部ガスケット21枚
(プローブ取付部ガスケットについて、別添資料②参照)

4) 買受人は、買受人の費用負担により、担当職員と調整の上、船舶所有権移転登記・変更登録・船舶国籍証明書書換・船舶検査証明書書換・搭載艇の名義変更等その他必要な法的手続を行わなければならない。なお、買受人は以下の書類を速やかに提出すること。

- ・ 船舶所有権移転登記後の船舶登記簿謄本 1部
- ・ 変更登録後の船舶登録事項証明書 2部
- ・ 書換後の船舶国籍証書(写) 1部
- ・ 書換後の船舶検査証書(写) 1部
- ・ 書換後の船舶検査手帳表紙(写) 1部
- ・ 搭載艇名義変更後の船舶検査証書(写) 1部
- ・ 搭載艇名義変更後の登録事項証明書(写) 1部
- ・ 搭載艇名義変更後の船舶検査手帳表紙(写) 1部

5) 買受人への売買物件の引渡しの際に売買物件に残存する燃料油は、売買代金とは別に、最終仕入れ単価に引渡し数量を乗じた価格により買受人が買い取ることとする。なお、残燃料油の数量は引渡しの際に引渡人と買受人立会のもと確認するものとする。

6) 買受人は、売買物件の引渡しを受けた後、速やかに塗装等により、船名及び船体登録番号等の船舶に記載された、当所に関連する事項の消去を行わなければならない。終了後、消去箇所の写真を1部提出するものとする。

7) 売買物件引渡し後の売買物件の保安に関しては、買受人の責により人員等を配置し万全を期すものとする。また、売買物件引渡し後の売買物件の係岸にかかる費用については買受人が負担をしなければならない。

8) 法定属具類は買受人に引渡すものとするが、売買物件引渡し後に不足が発見された場合には、買受人にて補充を行うものとする。

8. その他 詳細については担当職員の指示に従うものとする。